都道府県成年後見制度利用促進担当部局 御中

厚生労働省社会·援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について(依頼)

成年後見制度の利用促進につきましては、平素から御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置(以下「欠格条項」という。)については、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第11条第2号や成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づいて見直しが進められ、令和元年12月14日までに「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。)等が、本日「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)等が施行されたことにより、関係する法律及びこれらの下位法令が全て施行されたことになります。

一括整備法の公布の際に内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長から発出された通知(令和元年6月24日付け府成見第2号。以下「内閣府通知」という。)のIIでは、「各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願い」しており、各都道府県において適切に対応していただいていると承知していますが、国や地方公共団体等の職員の採用募集において試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例も見受けられます。

今般、欠格条項の適正化等に関する法律及びこれらの下位法令が全て施行されたことを踏まえ、改めて内閣府通知を送付します。条例、規則、採用募集等について、一括整備法の趣旨に沿っているかを確認した上で、必要に応じて適切な対応を行うことをお願いいたします。 併せて、管下の市区町村及び関係機関に対しても、本事務連絡の内容を広く周知した上で、必要な対応を求めるようお願いいたします。

各都道府県においては、一括整備法等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の人権が尊重され、 成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願 いいたします。